

都市計画税が充てられる都市計画事業に要する経費

(歳入)

都市計画税……1,170,365千円

(歳出)

都市計画事業に要する経費……3,639,128千円

【都市計画事業に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
総合運動公園建設事業費	59,084		4,000		6,646	15,624	32,814
公共下水道事業会計繰出金	3,261,946					1,052,139	2,209,807
公債費のうち都市計画事業分	318,098					102,602	215,496
合計	3,639,128	0	4,000	0	6,646	1,170,365	2,458,117

※都市計画税は、「市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため」、土地又は家屋の所有者に課することができると定められています（地方税法第702条）。

松阪市が、都市計画法に基づいて行う都市計画事業及びその財源内訳は上記のとおりです。